

岩手県監査委員告示第25号

行政監査及び定期監査の結果の公表（令和8年岩手県監査委員告示第10号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により岩手県教育委員会から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

令和8年6月9日

岩手県監査委員 佐々木 朋 和  
岩手県監査委員 名須川 晋  
岩手県監査委員 鈴木 慶 太  
岩手県監査委員 菅 原 由 紀

- 1 監査対象機関名 岩手県立気仙光陵支援学校
- 2 監査実施日
  - (1) 予備監査実施日 令和7年11月19日
  - (2) 本監査実施日 令和8年1月27日
- 3 監査結果の公表の日 令和8年3月3日
- 4 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
委託契約の執行に当たり、契約内容が不明確なものがあつたので、適正な事務の執行に努められたい。	契約当初、委託業者と業務内容を確認しており、現在は特に問題なく業務が実施されているが、業務内容をより明確にするため、協議書を作成し委託業者と取り交わす。 積算については、前担当者からの聞き取り内容をもとに、次回契約から追記する。 令和6年度から業務仕様を変更しようとしたが、資料収集など準備に手間取り、見込んでいたより時間が足りず、急いで発注業務を進めたことにより、令和6年2月の本監査での注意事項等を失念し、文言や積算確認がおろそかになった。 今後は業務内容を箇条書きにして、何を実施するのかを明確にする。さらに、その業務ごとに必要な時間を積算資料に記載し積算根拠を明確にする。 また、検収表の様式を契約書に添付する。 これらのことを担当者が実施し、事務長が最終チェックを行うことで、再発防止を図る。